

# 指定管理者評価シート（令和元年度実績）

## 1. 基本情報

施設名称	館林市障がい者総合支援センター
指定管理者名	社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
指定管理委託料	404,989,000円（5年間）
施設設置条例の名称	館林市障がい者総合支援センター設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	障がい者の自立した日常生活及び社会参加を支援し、その福祉の向上を図る
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅重度心身障がい者等デイサービス事業</li> <li>・地域活動支援センター事業</li> <li>・児童発達支援事業</li> <li>・放課後等デイサービス事業</li> <li>・障がいに関する相談支援事業</li> <li>・その他、センターの設置目的達成に必要な事業</li> </ul>
施設所管課	保健福祉部社会福祉課

## 2. 管理運営実績

項目	令和元年度（実績）				平成30年度（実績）			
	開所日数	登録者数	実利用者数	延利用者数	開所日数	登録者数	実利用者数	延利用者数
在宅重度デイサービス	241	7	7	587	244	8	8	763
地域活動支援センター	241	17	17	3,173	244	18	17	3,249
児童発達支援事業	237	23	23	2,100	240	21	20	2,219
放課後等デイサービス事業	241	20	17	1,738	243	22	21	1,894
相談支援事業	241	(契約) 166	(相談) 204	1,088	244	(契約) 135	(相談) 166	868
給食事業	244	-	-	5,013	244	-	-	5,262

## 3. 管理運営状況の評価

評価項目	評価内容	所管課評価		
		評価	評価理由	
管理 体制等 に関する 事項	利用状況	利用日や利用時間が順守されているか	A	利用前に見学・体験や保護者・関係機関との個別支援会議、体験利用など、十分な状態把握を行なっている。また、口座振替により極力現金を取扱わない体制や、サービス提供時間外の延長預かりの実施など、利用者への配慮について評価できる。
		利用の受付や許可は適正に行われているか	A	
		使用料の徴収、収納管理及び減免等は適切に行われているか	A	
	実施体制	従業員の配置、研修等は適切に行われているか	A	
		従業員の労働条件、賃金水準は適正に確保されているか	A	
		防火管理者等、管理にあたって必要な資格を有する職員を適正に配置しているか	A	
	防災対策及び緊急時の対応	避難訓練を実施しているか	B	
		緊急時の連絡体制は整っているか	A	
	施設・設備の維持管理	館内の清掃を定期的実施し、常に清潔に保たれているか	A	
保守点検等は、協定書・仕様書に基づき適切に実施しているか		A		
修繕業務は、市と適宜協議しながら適切に実施しているか		A		
運営等 に関する 事項	サービス向上の取組	サービス向上や利用者増へ向けた取り組みを行っているか	A	
		利用者の意見を施設運営に反映する仕組みを確立しているか	A	
		苦情、要望に対し、適切・迅速に対応しているか	B	
		従業員の接遇状況は適切か	A	
		ホームページ、パンフレット等を活用し、利用者への情報提供を積極的に行っているか	B	
		特定利用者を優遇したり、理由もなく利用を制限することなく、市民の平等利用が確保されているか	B	
事業の実施	指定管理者として実施すべき事業は、計画どおり実施しているか	A		
	施設の設置目的を達成するための効果的な事業展開や自主事業が行われているか	B		
個人情報の管理	個人情報の漏えいを防止する等の個人情報の適切な管理がなされているか	A		
法令遵守	協定、業務に係る関係法令、労働法令等は遵守されているか	A		
収支の状況	収支計画に基づき、適正に運営されているか	A		
	経理処理は、適切に行っているか	A		

総合評価	総評、今後の課題等
<b>A</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的を十分に理解した管理運営が行われている。職員の配置基準を超える人員配置や医療的ケアにも対応できる看護師等の配置のほか、挨拶と笑顔を接遇理念とする活力あふれる職員のひたむきな姿勢は、利用者や保護者との信頼関係の構築へ繋がっており非常に評価できる。引き続き利用者ニーズを先読みし、さらなるサービスの質の向上に努めていただきたい。</li> <li>・地域に開かれた施設として、地域への情報発信や地域貢献事業など、自主事業の取り組みに期待したい。</li> </ul>

### ※評価基準

- A：優れている（協定書等を遵守し、市の要求水準を上回っている）
- B：適正である（協定書等を遵守し、市の要求水準を満たしている）
- C：さらに努力が必要である（協定書等を遵守しているが、市の求める要求水準を満たすために改善努力が必要である）
- D：改善すべき点がある（業務に不履行があり、計画や体制の抜本的な改革が必要）